

第31回基本計画策定・推進専門委員等会議 議事録

1 開催要領

- 政府における「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日付け新型コロナウイルス感染症対策本部決定）を踏まえ、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、「基本計画策定・推進専門委員等会議の開催について」（平成22年2月15日付け犯罪被害者等施策推進会議決定）第12号に基づき、書面開催（関係行政機関からの説明、質疑応答及び意見の提出を書面で行う方法）により開催することとした。
- 本会議は、令和2年4月13日、関係行政機関からの資料・説明を構成員に送付し、同日から同月24日までの間、関係行政機関の職員たる構成員を除く構成員に対して質問、意見等の提出を求め、同月27日から同年5月12日までの間、関係行政機関の職員たる構成員に対して回答等の提出を求める方法により開催した。
- 本会議は、同号に基づき、質問、意見等の提出をもって、構成員が出席したものとされるところ、構成員がいずれも上記方法により質問、意見等を提出したことから、本会議は適正に開催された。

2 出席者

議長 飛鳥井	望	医療法人社団青山会青木病院院長
太田	達也	慶應義塾大学法学部教授
中島	聡美	武蔵野大学人間科学部教授
中曽根	えり子	(公益社団)にいがた被害者支援センター理事・支援局長
正木	靖子	弁護士
伊藤	富士江	上智大学総合人間科学部社会福祉学科教授
菊池	馨実	早稲田大学法学学術院教授
小木曾	綾	中央大学大学院法務研究科教授
川出	敏裕	東京大学大学院法学政治学研究科教授
武	るり子	犯罪被害者遺族
加藤	裕司	犯罪被害者遺族
山田	知裕	警察庁長官官房審議官（犯罪被害者等施策担当）
伊藤	信	内閣府大臣官房審議官（男女共同参画局担当）
奈良	俊哉	総務省大臣官房総括審議官
西山	卓爾	法務省大臣官房政策立案総括審議官
串田	俊巳	文部科学省大臣官房総括審議官
伊原	和人	厚生労働省政策統括官（総合政策担当）
石井	昌平	国土交通省総合政策局次長

3 検討内容

論点についての検討②

- ・ 被害が潜在化しやすい犯罪被害者等への支援
- ・ 無差別殺傷事件等被害者多数の事案発生時の犯罪被害者支援の在り方

- ・ 被害者支援連絡協議会の活用
- ・ その他

4 関係府省庁からの資料説明等

(1) 被害が潜在化しやすい犯罪被害者等への支援

資料・説明1 【内閣府】

ワンストップ支援センター関連資料

資料・説明2 【警察庁】

被害が潜在化しやすい犯罪被害者等への支援

資料・説明3 【法務省】

法務省における被害が潜在化しやすい被害者等への支援

※ 補助資料として「犯罪被害者の方々へ（検察庁）」

資料・説明4-1 【文部科学省】

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる教育相談体制の充実

資料・説明4-2 【文部科学省】

現代的健康課題を抱える子供たちへの支援【概要版】－養護教諭の役割を中心として－

資料5-1 【厚生労働省】

障害者虐待関連資料

資料5-2 【厚生労働省】

児童虐待関連資料

(2) 被害者支援連絡協議会の活用

資料・説明6 【警察庁】

被害者支援連絡協議会の活用

(3) 無差別殺傷事件等被害者多数の事案発生時の犯罪被害者支援の在り方

資料・説明7-1 【警察庁】

無差別殺傷事件等被害者多数事案発生時の犯罪被害者支援の在り方～警察における取組

資料・説明7-2 【警察庁】

無差別殺傷事件等被害者多数事案発生時の犯罪被害者支援の在り方～地方公共団体における取組

(4) その他

参考資料

前回（第 30 回）会議後に受け付けた質問事項に対する回答

5 議事内容

「第 31 回基本計画策定・推進専門委員等会議 質問意見・回答一覧」のとおり。

第31回基本計画策定・推進専門委員会等会議 質問意見・回答一覧

【記載事項について】

- 「種類」欄は、構成員が提出した質問、意見の種別を示したものです。
- 「関連する資料番号」については、第31回基本計画策定・推進専門委員会等会議議事要旨の4「関係府省庁からの資料説明等」の番号を記載しています。
- 質問、意見等は令和2年4月13日から同月24日に、回答等は同月27日から同年5月12日までに Rowe れました。

整理番号	構成員	種類	関連する資料番号	質問、意見等	回答(検討結果)	回答府省庁
1	太田構成員	質問	資料3	検察官、警察、児童相談所が事前に協議を行い、その何れかが代表して児童に対する事情聴取を行う代表者聴取の実施件数が紹介されているが、実際には、どの機関が行ったのか、その内訳は把握しているか。また、件数はわからずとも、児童相談所が代表して事情聴取を行うようなことがあるのか。	代表者聴取を実施した際、関係機関のうち、どの機関の担当者が代表者として児童から事情聴取したかについて把握することとしており、児童相談所の担当者が代表者として実施した事例もあると承知している。	法務省
2	太田構成員	質問	資料5-2	児童相談所への相談経路として、警察が半数を占めているが、警察への通報や相談経路(言い換えれば、第一発見者)を調査したものはあるのか。	警察からの通告のうち、約7割は心理的虐待、約2割は身体的虐待等となっているが、これらについて警察への通報等の経緯に関する調査は行ってない。	厚生労働省
3	太田構成員	意見	資料5-2	だいぶ古い調査であるが、東京都が調査したものとして、第一発見者は近隣知人が圧倒的に多いことを示した調査があったかと思う。これが現在でもそうだとすると、医療機関や幼稚園・保育園による児童虐待の発見機能が弱いように思われる。医療機関や幼稚園・保育園に対する児童虐待の研修等が必要であると思う。	医療機関や幼稚園・保育園からの児童虐待相談件数は、平成21年度に2,678件であったところ、平成30年度に4,579件(約70%増)となっており、着実に増えてきている。 さらに、支援対象児童等の早期発見等を図るため、医療機関や幼稚園・保育園等の地域の関係機関からなる要保護児童対策地域協議会において、児童虐待等の考え方を共有するとともに、研修会の開催により構成員の知見を深めている取組を行っている。 また、各自自治体において、児童虐待の早期発見・早期対応を図るため、地域の医師(小児科医、精神科医、産婦人科医、法医学者(監察医、解剖医を含む。))等、歯科医師、医療ソーシャルワーカー、保健師、助産師、看護師等(以下「医療機関従事者」という。)を対象として、児童虐待に関する研修を実施しており、国においてその費用に対する補助を行っている。	厚生労働省
4	太田構成員	意見	資料7-2	大規模・多数被害者事件発生時における被害者や関係者(目撃者など)の支援の在り方や関係諸機関における連携に関する具体的なガイドラインを策定することが求められる。	被害者多数事案発生時に、あらかじめ指定された警察職員が事件発生直後から犯罪被害者等への付添いや情報提供等を行う指定被害者支援要員制度や被害者支援連絡協議会等のネットワークの活用等を引き続き推進するとともに、各種研修や犯罪被害者等施策メールマガジン等を通じて、被害者支援連絡協議会が作成したガイドライン等の先進的な連携・協力事例について、情報提供を行ってまいりたい。	警察庁
5	中島構成員	質問意見	資料1	性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの取組が進んでいることに大変力強く思う。しかし、「男女間における暴力に関する調査」では、強制性交等罪に該当する被害を経験した人の数は女性で7.8%、男性で1.5%とかなりの数に上る一方、ワンストップ支援センターの利用者はそのうち1%にも満たない現状である。これはセンターの存在が一般に広く周知されていないことが原因の一つに挙げられるのではないかと思う。せっかく全国に広がっているのに知られないということは非常にもったいないことと思う。一般に広報するための手段、工夫について検討していることがあれば御教示願いたい。DVについては徐々に支援センターが周知されてきていると思う。DV相談とセットで周知する工夫をお願いしたい。	ワンストップ支援センターの周知を行うことは、性犯罪・性暴力の被害にあわれた方が、支援につながる上で非常に重要であることから、内閣府においては、性犯罪・性暴力被害者支援交付金により、各都道府県が行うワンストップ支援センターに関する広報の経費について、2分の1の補助を行っている。また、DV相談とセットでの周知については、内閣府HPにおいて、配偶者暴力相談支援センターの一覧表とともにワンストップ支援センターの一覧表も公表しているところ。一方で、現在は、検索していただかなければ、ワンストップ支援センターに連絡できない状況でもあることから、今年度においては、10月までに、ワンストップ支援センターの全国共通の短縮ダイヤルの設置を行うこと、11月の女性に対する暴力をなくす運動において周知することを予定している。 なお、DV相談ナビ(配偶者暴力相談支援センターの全国共通ダイヤル)の短縮ダイヤル化についても、同時期に実施する予定である。引き続き、性犯罪・性暴力の被害にあわれた方が、ワンストップ支援センターにつながりやすくするよう、広報の充実や周知に努めてまいりたい。 なお、ご指摘の「男女間における暴力に関する調査」については、20代以上の男女に対しての被害経験や相談先を聞いており、ワンストップ支援センター整備以前の被害も多く含まれるところ、更なる周知が必要というのはその通りであるが、「1%にも満たない」ことの数字の解釈については、注意が必要である。	内閣府

6	中島構成員	質問	資料2	「性犯罪被害者に対するカウンセリングの充実」について、カウンセリング費用の公費負担制度が推進されていることは被害者にとって大変有用であると思う。制度の活用状況について把握されているようであれば御教示願いたい。性被害者の何割くらいで利用があるのか、医療機関以外の心理機関での利用の程度について御教示願いたい。というのも、本来この制度は、犯罪被害給付金の重症病給付で随うことが困難な心理カウンセリングの費用の公費負担を目指していたものなので、実際に心理カウンセリングの費用として使われているのかは把握する必要があるように思う。もし、使いにくい面があれば、改善する必要などもあると思う。	カウンセリングの公費負担制度については、平成30年度末時点において、およそ4分の3の都道府県警察において利用実績があるところであるが、罪種や利用機関等の内訳については把握していない。御指摘を踏まえ、同制度の利用状況についての更なる把握を検討し、必要な改善を図ってまいりたい。	警察庁
7	中島構成員	意見	資料2	「医療機関における性犯罪被害者からの証拠採取」及び「警察官等に対する研究の実施」について、男性被害者に関する講義において、泌尿器科の医師を招いて研修が行われていたという事例報告があり、とても良い取組と思う。男性性被害者は、特に潜在化しやすい被害者であるため今後ケアの推進が必要であるが、男性被害者における証拠採取についても、泌尿器科医師との連携などの取組はあるのか。今後、必要な支援だと思ふ。	各都道府県警察においては、男性の被害者が被害を受けた場合に迅速かつ適切に診察や証拠採取が行われるよう、各県の実情等を踏まえ、泌尿器科や肛門科の医師等との協力体制の確保に努めている。	警察庁
8	中島構成員	意見	資料2	外国人被害者への取組について、警察での事情聴取や公判において通訳が必須と思われる。通訳者の方へ犯罪被害者への支援制度や被害者心理についての研修等の実施は行われているのか。もし、行われていないようなら、必要ではないかと思う。警察の方が支援の際に言葉などに気をつけていると思うが、その意図を通訳の方が理解していないと折角の配慮が伝わらないことになるのではと懸念する。	引き続き、通訳者を介して事情聴取等を行う場合であっても、犯罪被害者等の心情に十分配慮した対応がなされるよう努めてまいりたい。	警察庁
9	中島構成員	意見	資料2	外国人被害者の国籍の分布等はわかるか。これは意見でもあるが、外国人被害者の方への情報提供について、まだ英語のみでのWebサイトの情報提供にとどまっているように思われる。中国籍、韓国籍の被害者が多い場合、必ずしも英語が堪能であるわけではなく、日本語にも精通していない状況もあると思う。中国語、韓国語での情報提供も必要ではないかと思われる。また、外国の方はWebで情報検索をされることが多いと思うので、こういったパンフレット等がWebからダウンロードできることが有用と思われる。	罪種別の被害者の国籍に関する統計を把握しているところであり、例えば、平成30年中の殺人における外国人被害者57人のうち、韓国・朝鮮・中国国籍の被害者は24人であった。都道府県警察によっては、地域の実情に応じて、中国語等の英語以外の言語による被害者支援に関するウェブページを作成している。	警察庁
10	中島構成員	意見	資料2	法務省では、犯罪被害者等の情報提供パンフレットについて、視覚障害者のための点字版や音声版を用意されていると資料にあった。警察においても、視覚障害者のための取組がなされているのか。もし、全国的にはなされていないようなら、推進されることを希望する。	都道府県警察によっては、視覚障害者に対して、犯罪被害者支援制度等についての理解促進を図るため、音声による読み上げが可能なリーフレットを作成しているところ、このような取組が全国的に促進されるよう、周知を図ってまいりたい。	警察庁
11	中島構成員	質問	資料3	代表者聴取について、児童虐待や性犯罪被害の児童の心理的負担を軽減する上で重要な制度であり、推進されていることは評価されることと思う。代表者聴取の活用について御教示願いたい。実際の公判において、活用の状況はどのようになっているのか。また、代表者聴取の場合、公判において児童の供述の信用性が争われるようなことはあるのか。	代表者聴取を実施した事案については、被害者の供述要旨を記載した捜査報告書等の書面が証拠として提出されることが多いが、代表者聴取の録音・録画記録媒体が、刑事訴訟法321条1項2号前段・後段に該当する証拠として採用された例もあると承知している。代表者聴取を実施した事案においても、児童の供述の信用性が争われることはあると承知している。	法務省
12	中島構成員	意見	資料3	「犯罪被害者向けパンフレット」は、被害者にとって重要な情報が入っており、大変有用なツールと思う。法務省のHPからダウンロードできることも利便性が高いと思う。点字や音声ツールがあるのも、視覚障害者の被害者に配慮されていると思う。外国語版については、英語版とあるが、その他の言語においても準備されているのか。もし、されていないのであれば、中国語、韓国語、ポルトガル語等、日本に在留していることの多い外国籍の言語については必要ではないかと思う。	犯罪被害者等向けパンフレット「犯罪被害者の方々へ」の外国語版として現在作成しているのは英語版である。犯罪被害者等への適切な情報提供は極めて重要であると認識しているところ、委員からの御指摘、犯罪被害者の方々の要望等を踏まえつつ、引き続き、犯罪被害者等向けパンフレット「犯罪被害者の方々へ」による情報提供の充実に努めてまいりたい。	法務省

13	中島構成員	意見	資料3	<p>人権擁護における取組で、子どもの被害者への情報提供がなされている点は大変重要と思う。しかし、子どもが直接見る資料において「人権」の意味を子どもが理解し、相談に結びつくのが懸念される。熟読すればわかると思うが、子どもが手に取るものについて、被害児童が自分の問題とわかるような書き方はできないのか。また、法務省のHPを見ると、これを入手するのに、ダウンロードができず、電話して入手しないとイケないようになっている。広く使ってもらう上では、直接ダウンロードできるほうが良いと思われる。ダウンロードする上で何か支障があるのか。</p>	<p>子どもの人権SOSミニレターに関する御質問・御意見と承知。前段については、子どもが相談しやすいよう、ミニレター紙面上において、いじめ等の相談内容の具体例を示すほか、小学生用と中学生用とで記載ぶりを変え、年少の生徒でも分かりやすい表現を用いるなどしているところ、御意見を踏まえて、引き続き子どもが容易に理解できるように工夫してまいりたい。</p> <p>後段については、ミニレターは料金受取人払郵便を利用しているため、ダウンロードの方法は取り得ない。なお、ミニレター以外にも、フリーダイヤルの「子どもの人権110番」やインターネット人権相談窓口の「子どもの人権SOS-eメール」によっても、人権相談が可能である。</p>	法務省
14	中島構成員	質問意見	資料4	<p>被害児童の対応においても、養護教諭を中心とした学校での連携は非常に重要と思われる。資料では、養護教諭を中心とした連携の目的は「現代的な健康課題を抱える児童生徒」とある。冊子を見ると、「この冊子の中で児童生徒の現代的な健康課題とは、肥満・痩身、生活習慣の乱れ、メンタルヘルスの問題、アレルギー疾患の増加、性に関する問題のほか、時代の変化とともに新たに生じる多様な健康課題とする。この他、心身の不調の背景にいじめ、児童虐待、不登校、貧困などの問題が関わっているものも対象としている。」とあり、児童虐待などとして被害がとりあげられているが、性犯罪被害等の犯罪被害については直接は触れられていない。この取組が現場で犯罪被害児童に対しても使われているかどうか把握されていれば御教示願いたい。また、この冊子では、警察との連携等については触れられていない。犯罪被害の特殊性を踏まえると、もっと犯罪被害にあった児童への対応について特化した記載が含まれることを希望する。</p>	<p>児童生徒の心身の不調の背景には、様々な要因があり、その中には犯罪被害等も含まれている場合もあると考えている。本冊子は健康課題への支援として作成している性質上、連携する機関として代表的に医療機関等を挙げているが、心身不調の要因によっては、学校として警察と連携し対応する場合もあると考えている。</p>	文部科学省
15	中島構成員	質問	資料5 関連	<p>近年、私どもの臨床現場で知的障害等障害をもつ被害者への心理支援の要望が増えている印象がある。障害者虐待防止法において被害者支援施策との連携が必要と思われる。指導者研修の研修内容において警察との連携が含まれているが、これは被害者施策との連携も含まれているのか。また、警察庁では被害者支援研修の中に障害のある被害者への支援も含まれているか、御教示願いたい。相互の施策、機関での連携が具体的に促進されることが必要と思う。</p>	<p>障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修における警察との連携の講義においては、警察庁から講師にお越しいただいており、講義の内容については、研修資料において被害者支援施策についても触れられている。</p>	厚生労働省
				<p>各種研修等の機会を通じて、障害者の特性や障害に配慮したコミュニケーション等の理解を深め、障害者の人権を含めた人権に配慮した警察活動を推進するための教育を行っている。</p>	警察庁	
16	中島構成員	質問	資料5	<p>障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修に事実確認調査における情報収集と面接手法が含まれているが、刑事事件となる場合に、被害児童における代表者聴取と同様の扱いとなっているのか。</p>	<p>【前段】 障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修で扱う面接手法について、刑事事件となった際の聴取の方法は含まれていない。</p>	厚生労働省
				<p>【後段】 警察においては、児童を被害者等とする事案への対応について、検察及び児童相談所との間の連携を強化し、児童の負担軽減及び児童の供述の信用性担保の双方に資する有効な聴取方法であるとの認識の下、関係機関の代表者による聴取（代表者聴取）の取組を推進している。 障害を有する方について一律に代表者聴取を行っているわけではないが、児童である場合は上記のような考え方に基いて代表者聴取の取組を実施しているほか、児童以外の場合でも、その方の特性を十分に理解し、聴取を行う時間や場所等について配慮するとともに、その障害の程度等を踏まえ、適切な方法を用いることとしている。</p>	警察庁	
				<p>【後段】 検察当局においては、児童が被害者等である事件について、児童の負担軽減及び児童の供述の信用性確保の観点から、関係機関の担当者との協議を行った上で、その代表者が児童から聴取する代表者聴取の取組を行っている。 児童虐待の被害児童に障害がある場合は、前記取組として代表者聴取が実施されているものと承知しているが、虐待の被害者が児童ではない障害者である場合にも、検察当局においては、事案に応じ、負担軽減及び供述の信用性確保の観点から、その障害の内容や程度等を踏まえ、その供述特性に応じた適切な聴取方法を用いて事情聴取を行うよう努めているものと承知している。</p>	法務省	

17	中島構成員	質問意見	資料5	<p>児童虐待相談の増加に伴い、児童相談所の人員の増加は非常に重要であり、2022年度までの児童福祉司、児童心理司の大幅増員は重要な施策と思う。この増員によって、1人当たりの相談対応件数はどのくらいになると想定されているのか。その増員が現在対応困難な状況の改善に十分なものと想定されているのか。この質問の意図として、児童相談所は虐待だけに対応しているのではなく、他の相談も増え続ける中で、非常に慎重かつ手間のかかる虐待相談に対応するのは業務負担が大きいことが懸念される。人員の増加だけでなく、児童虐待に特化したスタッフが必要ではないかと思う。そのような対応も検討されているのか。また、児童虐待相談には、高度の専門性が要求される。現在、児童心理司や児童福祉司においては、社会福祉士、精神保健福祉士や公認心理師の資格は必須ではない状況だが、これらの高度の専門職を積極的に雇用することを検討されているかを御教示願いたい。</p>	<p>近年増加する児童虐待への対応をより適切に行うため、平成30年12月に「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(新プラン)を決定し、児童福祉司1人当たりの標準的な業務量について、児童虐待相談及びそれ以外の相談(非行、養護、障害)を併せ、50ケース相当だった配置標準を、40ケース相当となるように見直しを行うこととしている。</p> <p>児童相談所において、虐待リスクの高い子どもを早期に発見し、支援につなげられるよう、児童相談所への警察OBの常勤的な配置を進め、子どもに関する安全確認を適切に行うことができる体制の確保に向けた支援を行っているところであり、令和2年度予算においてもその拡充を図ったところである。</p> <p>加えて、児童相談所の体制強化について、昨年成立した改正児童福祉法・児童虐待防止法により、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一時保護等の介入的な対応を行う職員と保護者への支援等を行う職員を分けること ・ 医師・保健師の配置が必須になるとともに、常時弁護士からの助言を受けられる体制が必要になること <p>などの改正が行われており、令和2年度予算において医師・弁護士の配置等に係る補助の拡充を行っている。</p> <p>また、上記の改正児童福祉法において、児童福祉司の専門性の確保・向上の観点から、精神保健福祉士や公認心理師の任用を進めるため、これらの資格が任用要件に該当することを明確化した。</p> <p>国としても、自治体における専門的な人材確保を支援するため、日本社会福祉士会等の専門職団体への働きかけを行っている。</p> <p>さらに、児童福祉の専門知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策については、現在社会保障審議会のもとにワーキンググループを設けて、検討を行っている。</p>	厚生労働省
18	中島構成員	質問意見	資料6 関連	<p>被害者支援連絡協議会にも医師会との連携が記載されている。身体医療はもちろんのこと、被害者の精神的ケアとして精神科医療機関との連携は非常に重要であると思われる。しかし、過去の調査等で、被害者支援センターが精神科への紹介に大変苦慮していることが報告されている。厚生労働省においては、令和元年度障害者総合福祉推進事業において「犯罪被害等によるストレス性障害に対する対応状況及び多職種・地域連携に関する実態調査」を実施されていると思うが、この結果から現在、PTSD等の精神的問題に対する地域連携が十分になされているのかについて御説明願いたい。また、不十分である場合に、推進方法について検討されていることがあったら御教示願いたい。個人的意見としては、各都道府県において、被害者のケアを積極的に行うモデルとなる精神科医療機関の存在が必要ではないかと思う。</p>	<p>令和元年度障害者総合福祉推進事業の「犯罪被害等によるストレス性障害に対する対応状況及び多職種・地域連携に関する実態調査」の報告において、被害者支援センター及びワンストップ支援センターからの精神科医療機関等への紹介件数が少ないことが明らかになった。</p> <p>その要因として、精神科医療機関等についての情報が少ないこと、犯罪被害者やPTSDを専門としている精神科医療機関等が不足していること、及びそもそも診療や治療の必要性があると相談員が判断した相談者の割合が全体の2割以下であることなどが挙げられている。</p> <p>ご指摘のとおり、各都道府県等において犯罪被害者等の心のケアを積極的に行うことができる精神科医療機関等の存在が必要であると考えられるところであり、現在、厚生労働省において、犯罪被害者等の心のケアが必要な者に対応できる人材を確保するための精神保健医療福祉従事者等を対象にしたPTSD対策専門研修を実施しているところであり、その状況などを踏まえながら、引き続き地域連携の推進に取り組んでまいりたい。</p>	厚生労働省
19	中島構成員	意見	資料7-1 資料7-2	<p>愛知県被害者支援連絡協議会のガイドラインについて、連絡協議会が活用されるための具体的な連携が示されており、県警及び県が事務局となることで医療機関や福祉機関、教育現場、公共交通事故被害者支援機関等の省庁横断的な連携がなされていることが大変素晴らしいと思う。このようなガイドラインの作成等は、愛知県以外でも進められているのか。また、全国的に推進することを検討されているかを御教示願いたい。</p>	<p>愛知県以外におけるガイドライン作成事例について、現時点、網羅的に把握はしていないが、整理番号4で回答したとおり、引き続き、愛知県の取組事例等を紹介するとともに、地方公共団体と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化を要請することにより、無差別殺傷事件等被害者多数事案発生時の犯罪被害者支援の充実に努めてまいりたい。</p>	警察庁
20	中島構成員	意見	資料7-1 資料7-2	<p>無差別殺傷事件等被害者多数事案では、しばしば被害者の居住地域が被害発生地域ではないことがある。被害者が居住地域でも支援を受けられるように、早期援助団体等に被害者情報が伝わる仕組みも必要ではないかと考えられる。この点についてはすでに取組がなされているのか御教示願いたい。この問題については、個人情報への配慮が重要ではあるが、被害者が自分自ら被害者支援機関を探してアクセスすることが難しいことを踏まえて、居住地域での被害者支援機関との円滑な連携が望まれる。</p>	<p>被害者からの要望に応じて、事件発生地を管轄する都道府県警察から情報提供を受けた、被害者居住地を管轄する都道府県警察が支援を行うほか、都道府県内の犯罪被害者等早期援助団体に情報伝達を行うことにより、被害者に必要な支援が行われるよう連携を図っている。</p>	警察庁

21	中曽根構成員	質問	資料1	SNSを活用した相談事業を昨年12月に施行実施したとある。その相談事業とはCureTime(2019.12.10～12.24)のことだと思われるが、この2週間の間の相談件数はどのくらいあったのか。また、実施してみて、今後その事業をどのように活かしていこうと考えているか。	令和元年12月10日(火)から24日(火)までの15日間、若年層の性暴力被害者等の女性が相談しやすいよう、SNSを活用した相談事業「CureTime」を試行的に実施したところ。中学生、高校生も含む若年層の性暴力被害者等から250件を超える相談があった。 本年度においても試行実施を検討しており、将来の本格実施に向けて、検討を行っていく。	内閣府
22	中曽根構成員	意見	資料1	ワンストップ支援センターが全都道府県にできたとはいえ、まだまだ支援の充実については、これからいえると思う。病院拠点型がベスト、理想の形と言えるかもしれないが地方によってはセンター拠点、センター連携型のメリットもある。地域に即した効果的方法で、被害者等の支援をしていることを内閣府として示していただくことが、他機関連携・多職種連携につながっていくのではないかと感じる。	性犯罪・性暴力被害者の支援にあたっては、性別を問わず、産婦人科、泌尿器科、肛門科、感染症科、小児科等を始め、様々な医療機関と連携することが必要であり、拠点となる病院で活動するワンストップ支援センターもしくは提携病院を有するセンターは、被害者に対する医療的支援のネットワークの核になるなど、極めて重要な役割を果たしている。一方で、他の地域のワンストップ支援センターにおいては、例えば、犯罪被害者支援センターがワンストップ支援センターを兼ねており、その人的体制を活かしながら、協力病院と連携して、迅速な支援を実施しているところもある。 今後とも「性犯罪・性暴力被害者支援交付金」の活用を推進し、地域の実情を踏まえた、医療機関等の関係機関との連携を推進し、被害者支援の充実に向けてまいりたい。	内閣府
23	中曽根構成員	意見	資料1	性犯罪や性暴力、DV事案等は、その内容が外に漏れる恐れから直ぐには警察へ届け出られない被害者等もいる。その場合、治療費等の公費負担も望めないことになってくるが、救済できる施策が必要で、そのためにワンストップ支援センターの存在意義があると思う。今後ますます警察とセンター、医療機関との連携強化が必要だと感じている。	性犯罪・性暴力被害者支援交付金においては、被害者の医療費及びカウンセリング費用をワンストップ支援センターが負担する場合には、交付対象としている(一部を国が地方公共団体に補助)。	内閣府
24	中曽根構成員	質問	資料2	性犯罪被害者に対するカウンセリングの充実について、犯罪被害者等が自ら選んだ精神科医、臨床心理士等を受診した場合のカウンセリング費用を公費で負担する制度については、まだまだ利用者数が少ないように見受けられるが、実際にはどのくらい全国で犯罪被害者等がこの制度を利用しているか。被害者支援センターの支援員もその制度を知らないものが多いのではないかと。また、警察職員の方達もこの制度を理解しているか。	カウンセリングの公費負担制度については、平成30年度末時点において、およそ4分の3の全都道府県警察において利用実績があるところであるが、実施人数等の内訳については把握していない。御指摘を踏まえ、同制度の利用状況についての更なる把握を検討し、必要な改善を図ってまいりたい。 また、各種研修等の機会を通じ、警察職員、民間被害者支援団体の職員等に対して、カウンセリングの公費負担制度の周知を図っているところであるが、引き続きこれを推進してまいりたい。	警察庁
25	中曽根構成員	意見	資料2	男性の性被害者相談には男性相談員のほうが相談し易いとの要望があるが人材の確保が難しい。LGBTを含め相談体制の充実と医療支援(泌尿器科、肛門科)の充実が今後は必要となるのではないかと。	男性やLGBT等に対する性犯罪被害にも対応できるよう、警察において、男性被害者の心理を踏まえた相談対応に関する研修や泌尿器科医や肛門科医との連携といった取組を行っているところであるが、引き続き、これらを始めとする必要な取組を進めてまいりたい。	警察庁
26	中曽根構成員	意見	資料2	捜査機関としては、確かに被害受理できる事案かどうか判断しなければならぬかもしれないが、ようやく重い腰を上げて相談した被害者等に対して心情を察し誠意を持って接してもらいたい。警察官の方達の更なる被害者等に対する理解(意識改革)を望む。	警察において、採用時及び上位の階級又は職に昇任した際に行われる教育、専門的知識を必要とする職務に従事する実務担当者に対する教育、被害者・遺族等を招請して行う講演会、被害者支援担当者による各警察署に対する巡回教育、犯罪被害者等支援の体験記の配布、犯罪被害者等早期援助団体を始めとする民間被害者支援団体等との連携要領についての教育、性犯罪被害者への支援要領についての教育等、職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育等の充実を図り、職員の対応の改善を進めるとともに、二次的被害の防止に努める。	警察庁
27	中曽根構成員	意見	資料2 関連	性犯罪等の被害に遭った子ども及びその家族への支援について、子どもが性犯罪被害にあった家族は、子どもの恐怖心への対処や再犯防止のため転居を余儀なくされることが多い。転居費用が負担となり、保護者の転職・失職、他の家族の通園・通学や介護に関して問題を抱えることがある。このような家族全体への支援の充実(経済的支援、就労支援、生活支援)が求められる。	性犯罪・性暴力被害による影響は、住居や就労といった生活面においても中長年に影響することは承知しているところ、今後も関係府省庁及び地方公共団体等と連携を取りながら、住居の安定(犯罪被害者等基本法第16条関係)や雇用の安定(同法第17条関係)に関する政策の充実に向けてまいりたい。	警察庁

28	中曽根構成員	意見	資料2	外国人被害者等への支援について、司法通訳者の確保・増員と研修の充実が必要である。	警察においては、語学研修をはじめとする各種研修・教養による部内通訳人の育成や、都道府県警察のウェブサイトでの募集による民間通訳人の確保等、通訳体制の整備を継続していくこととしており、外国人被害者からの事情聴取等においても、引き続き、これらの通訳体制の活用に努めていく。	警察庁
29	中曽根構成員	意見	資料3		検察当局においては、大学と連携するなどして、優秀な通訳人の確保に努めており、また、登録された通訳人に対する研修についても、その回数や対象人数を増やすなどして充実を図っているものと承知している。なお、全国各地における良質な通訳人の確保のため、令和2年2月までに各検察庁に遠隔通訳システムが導入されたところであり、同システムを用いた遠隔通訳についても適切に実施しているものと承知している。	法務省
30	中曽根構成員	質問	資料4-1 資料4-2	性犯罪被害に遭った子ども及びその家族に対する支援について、性暴力・性犯罪被害者のためのワンストップ支援センターが全都道府県に設置されているが、養護教諭やSC、SSWがワンストップ支援センターと連携して支援をしている数としてはどの程度あるのか。	養護教諭やSC、SSWがワンストップ支援センターと連携して支援をした数は把握していない。	文部科学省
30	中曽根構成員	質問	資料4-1 資料4-2		内閣府が令和元年度に実施した「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターを対象とした支援状況等調査」(令和2年3月に報告書公表)によれば、16のセンターが、学校等を含めた連携のための会議を開催している。また、ワンストップ支援センターと養護教諭、SC、SSWが連携した事例数については承知していないが、性暴力の被害にあった児童の支援のために学校関係者と連携した事例は把握しており、こうした事例の情報を広げるとともに、連携の強化の検討に活かしていきたい。	内閣府
31	中曽根構成員	意見	資料4-1 資料4-3	性犯罪等の被害に遭った子ども及びその家族への支援について、学校としても、性犯罪被害等に遭った子ども、及び家族の支援に対して、教師(担任等)、養護教諭、SC、SSW等で連携して支援することはもちろんであるが、民間の援助団体等、学外の専門機関とも連携して充実した支援をしていくことが望ましいのではないかと感じる。そのためには、学校の責任者等(校長、教頭等)の理解が必要だと思われるので、教師に向けた啓発研修や広報の必要性も感じる。	性犯罪等の状況により必要な対応に違いがあることに留意したうえで、学校での対応の中心となる教育委員会の担当者、学校の管理職、教諭、養護教諭等の関係教職員に対して、必要な研修の充実を図っていく。また、対応や研修にあたっては、ワンストップ支援センター等の性犯罪・性暴力に知見のある関係機関の協力を得る。	文部科学省
32	中曽根構成員	質問	資料5-1	障害者支援施設と他の関係機関との連携について、どのように行われているのか。	障害分野においては、平成24年4月より(自立支援)協議会が法定化され、各市町村に設置されており、地域の関係者が集まり、地域のサービス基盤の整備や、個別事例の検証、社会資源の創出等を通じて、ネットワークの形成や連携を深める取組を行っている。	厚生労働省
33	中曽根構成員	意見	資料5-1	障害者は、性被害、性暴力に遭っても対応が困難な場合が多いと感じる。相談しやすい環境の整備のために、障害者を支援している施設と関係機関との連携が、ますます求められていくのではないかと感じる。	御指摘の通り、障害者の性被害、性暴力は、御本人が被害について訴えることが難しく、社会福祉士や弁護士等の専門職や医療機関等の専門的機関との連携が重要であることから、「障害者虐待防止対策支援事業」において、虐待を受けた障害者を保護するための居室の確保やカウンセリング、医学的・法的な専門的助言を得る体制を確保するとともに、有識者から構成されるチームを設置し、虐待事例の分析を行っている。	厚生労働省
34	中曽根構成員	質問	資料6	全国の被害者支援連絡協議会の中で、社会福祉協議会、包括支援センター、社会福祉士会がメンバーとして入っている都道府県はどのくらいあるか。また、犯罪被害者遺族等の当事者団体がメンバーとして入っている都道府県はあるのか。	社会福祉協議会は、10程度、社会福祉士会は5程度の都道府県において、被害者支援連絡協議会の会員となっており、また、都道府県によっては、地域包括支援センターに関する業務を担当する地方公共団体の部局が会員となっていることがある。当事者団体についても、被害者支援連絡協議会の会員となっている都道府県がある。	警察庁
35	中曽根構成員	意見	資料6	被害者支援連絡協議会は都道府県レベルで設置されているが、生活支援に関する機関連携が弱いと思われるので、社会福祉協議会や、包括支援センター、あるいは社会福祉士・精神保健福祉士等の専門職団体がメンバーとして加わり、よりいっそうの連携を目指してはどうか。また、当事者の視点も必要であることから被害当事者団体がメンバーとして加わっていない協議会には、今後は入ってもらうことを提案していくべきではないかと感じる。	警察において、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、各都道府県警察・警察署レベルで設置している知事部局、地方検察庁、弁護士会、医師会、臨床心理士会、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等をメンバーとする被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークについて、メンバー間の連携を図るとともに、相互の協力を強化し、生活、就職、医療、裁判等多岐にわたる分野について、具体的な事案に応じた対応力の向上を図る。	警察庁
36	中曽根構成員	意見	資料6	被害者支援連絡協議会の中でシミュレーション演習等を入れた研修をどんどん行っていたら、会員相互の連携の必要性を更に意識していただきたい。	警察において、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、各都道府県警察・警察署レベルで設置している知事部局、地方検察庁、弁護士会、医師会、臨床心理士会、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等をメンバーとする被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークについて、メンバー間の連携を図るとともに、相互の協力を強化し、生活、就職、医療、裁判等多岐にわたる分野について、具体的な事案に応じた対応力の向上を図る。	警察庁

37	中曽根構成員	意見	資料7-1 資料7-2	被害者支援に特化した県や市町村条例の制定を促進し、その中に犯罪被害者等総合支援体制の構築を明記し、恒常的な体制を作る必要があると考える。また、事案発生時の情報収集、病院等への付き添い等緊急支援ができる体制を整備する。例えば、被害者多数の事案が発生した場合の相談員や支援員等の確保や研修等の開催をし、バックアップやコーディネート機能を担える体制を作っていくこと等である。	地方公共団体における犯罪被害者等の視点に立った総合かつ計画的な犯罪被害者支援に資するよう、警察庁において、犯罪被害者等に関する条例の制定又は計画・指針の策定状況について適切な情報提供を行う。 被害者多数事案発生時に、あらかじめ指定された警察職員が事件発生直後から犯罪被害者等への付添いや情報提供等を行う指定被害者支援要員制度や被害者支援連絡協議会等のネットワークの活用等を引き続き推進するとともに、各種研修や犯罪被害者等施策メールマガジン等を通じて、被害者支援連絡協議会が作成したガイドライン等の先進的な連携・協力事例について、情報提供を行ってまいりたい。	警察庁
38	中曽根構成員	意見	資料7-2 関連	被害者等は各々、住所地、年齢、生活環境の違いがありニーズも様々である。その意味でも、県をまたいだ機関が一堂に会するケースカンファレンスの場を設ける必要もあるのではないかと見舞金等を含めて、住所地により支援の差がないようにすることが求められる。	(前段) 警察庁において、各都道府県内における市町村の連携・協力の促進を図るため、都道府県による市町村の犯罪被害者支援担当者を集めた研修の実施等に協力する。また、地方公共団体をまたいで連携・協力が必要な事案が発生した際に備えて、各地方公共団体における犯罪被害者支援に関するコンタクト・ポイントを一覧にまとめた資料を整備し、地方公共団体間の情報の共有化を促進する (後段) 警察庁において、地方公共団体に対し、犯罪被害者等に対する見舞金等の支給制度や生活資金等の貸付制度の導入について要請するとともに、これらの制度を導入している地方公共団体を犯罪被害者白書に記載する。	警察庁
39	正木構成員	質問	資料1	ワンストップ支援センターについて、都道府県に1つではなく、複数の設置を進めていくのか。国連が女性20万人あたり1か所、性暴力支援センターを設置するよう提言したのは2009年で、10年以上経過している。日本では、(ワンストップ支援センターが) ころうじて各都道府県に1か所となったが、国連の目標にははるかに遠い。今後、いつまでに国連の提言に達する予定であるか。	ワンストップ支援センターについては、平成30年10月に全都道府県設置が完了したところであり、現段階では、都道府県のワンストップ支援センターの質の向上を推進しているところである。まずは、その中で、関係機関の連携強化により、どこにいても必要な支援が受けられるよう、取組を推進していく。	内閣府
40	正木構成員	質問 意見	資料1	病院拠点型のワンストップセンターを増やしていくことを具体的に検討しているのか。説明資料1「4」記載の「24時間365日被害者支援ができるような体制の整備」とは、国として病院拠点型を整備することを目指すということか。(資料1のスライド5によれば、「拠点となる病院の整備への取組加算」として予算がつけられている。)。病院拠点型の全国配置に向けての取組を要望する。	拠点となる病院で活動するワンストップ支援センターもしくは提携病院を有するセンターは、被害者に対する医療的支援のネットワークの核になるなど、極めて重要な役割を果たしている。また、他の地域のワンストップ支援センターにおいては、協力病院と連携して、被害者が医療的支援を受けられる体制を整備している。 内閣府としては「性犯罪・性暴力被害者支援交付金」を活用し、拠点となる病院等の整備・質の向上を推進しており、今後とも、被害者を速やかに必要な医療的支援につなげられるよう、地域の実情に応じた取組を推進してまいりたい。	内閣府
41	正木構成員	質問	資料1	性犯罪・性暴力の被害者の医師の診察に診療報酬を加算したりできないか。	内閣府においては、性犯罪・性暴力の被害者支援にあたる医療機関を支援するため、性犯罪・性暴力被害者支援交付金において、拠点病院等の医療従事者等を対象として実施する研修、拠点病院等の整備・質の向上のための事業等を交付対象としている。 なお、診療報酬は提供される医療サービスの対価として、診療に要する費用等を勘案して定められるものであるため、単に拠点病院の整備等のために診療報酬上の評価を行うことはなじまない。	内閣府 厚生労働省
42	正木構成員	質問	資料1	ワンストップ支援センターからの連携で被害者に提供されるカウンセリング、法律相談は自己負担となっている現状があるが、センターが負担できるよう補助金、助成金などの交付はできないか。	性犯罪・性暴力被害者支援交付金においては、被害者の医療費及びカウンセリング費用も、交付対象としている。併せて、被害者の法律相談に係る費用も交付対象としている。	内閣府

43	正木構成員	質問 意見	資料1	各地のワンストップ支援センターは、男性、LGBTの被害、性虐待に対応できているのか。仮にできているとして、男性被害者でワンストップ支援センターに相談した人はカウントできないほど少数である。今後、男性やLGBTにワンストップを活用してもらうための方策はどうなっているか。対応できていない場合、男性被害者、LGBT被害者支援のための研修の予定はあるか。また、ワンストップ支援センターの核となる機能として「産婦人科医療」とされているが、男性被害者のための、泌尿器科、肛門科等との連携はどうなっているのか。男性、LGBTへの被害、性被害、性虐待に対する支援の推進についての検討を要望する。	ワンストップ支援センターでは、性別、年齢等を問わず、男性、LGBTの被害者、児童への性虐待等に係る相談を受け付けている。今後とも、ワンストップ支援センターが、産婦人科、泌尿器科、肛門科、感染症科、精神科、小児科等を始めとする様々な医療機関と連携することを推進するとともに、ワンストップ支援センターの取組事例を把握したうえで、他のワンストップ支援センターへの情報提供や研修に活用するなどにより、被害者支援の充実に努めてまいりたい。	内閣府
44	正木構成員	質問 意見	資料1	すぐに被害申告できる被害者の方が少ないのが現状である(女性でもワンストップ支援センターに相談しているのは0.7%にすぎない)。事件後数か月、数年経過して被害申告した被害者への支援(精神科治療、カウンセリング、法律相談等)は考えられているか。性被害を受けた場合、すぐに被害申告できる被害者は少数であることに鑑み、事件後、期間を経過した被害者の支援の充実についての取組を要望する。	性犯罪・性暴力被害者支援交付金においては、被害の時期に関わらず、被害者の医療費及びカウンセリング費用、法的支援に係る費用も、交付対象としている。	内閣府
45	正木構成員	質問	資料2	性犯罪について、警察官に対する研修はどの程度の時間、どのくらいの頻度でなされているのか。	警察庁では、毎年、警察大学校において、各都道府県警察の性犯罪捜査の担当者を集めて研修を行っており、昨年は10日間の研修を実施。各都道府県警察においても、警察学校や警察署等において、様々な研修を実施している。	警察庁
46	正木構成員	質問	資料2	弁護士としては、未だに警察官からの2次被害、被害届不受理が多くあると感じている。警察や公安委員会へ出された苦情等について、例えば、被害を申告してきても被害届を受理しなかった件数、その理由の分析等は行っているのか。	警察庁では、性犯罪被害の届出や相談時の警察の対応が、より被害者の心情に配慮したものであるよう、昨年、各都道府県のワンストップ支援センター等を訪問し、支援員の方々から、警察の対応について被害者の方から寄せられた御意見や御要望を伺うなどして、実態把握を進め、必要に応じて指導することとしている。	警察庁
47	正木構成員	質問	資料2	警察が行っているカウンセリングの補助について、利用した被害者数、公費負担額を教えてください。	カウンセリングの公費負担制度については、平成30年度末時点において、およそ4分の3の都道府県警察において利用実績があるところであるが、実施人数や公費負担額等の内訳については把握していない。御指摘を踏まえ、同制度の利用状況についての更なる把握を検討し、必要な改善を図ってまいりたい。	警察庁
48	正木構成員	質問	資料2	被害者に対し、PTSDその他犯罪被害に関わる精神症状の治療、カウンセリングを専門分野として行っている精神科医、臨床心理のリストを作成して提供するなど、被害者が効果的に中長期的に治療を受けられるよう支援する取組を行っている例はあるか。	「被害者の手引」やリーフレットにおいて、被害者が精神的ケアに関して利用できる他機関の制度等について情報提供を行っている。	警察庁
49	正木構成員	質問 意見	資料2	ワンストップ支援センター経由で採取した証拠を、全国的に警察署で保管することは不可能なのか。昨今、飲酒をさせたり、薬物を服用させたうえで、性犯罪・性暴力に及ぶ例が多くみられ、被害者の身体や衣類等に残された加害者の体液のほか、被害者の体内に残るアルコールや薬物反応が重要な証拠になることがある。ワンストップ支援センターの法律相談員の経験として、病院から証拠を保存する期限をきられ、それまでに警察に届け出るかどうかが対応を迫られる被害者もいた。証拠採取の関係で、各地のワンストップ支援センターでの証拠保存について、各地の警察とさらに連携して進めるようにすべきではないか。病院拠点型でうまくできているところもあるが、そうでなくて困っているところもある。	警察においては、警察への届出を躊躇する被害者が、後日警察への届出意思を有するに至ったときに備え、医療機関等において被害者の身体等から証拠資料を採取しておくために、協力の得られた医療機関等に証拠採取キットを整備する取組を進めている。ワンストップ支援センター経由で医療機関等において採取した証拠資料についても、警察に提出された場合には、警察署等において適切に保管しているが、届出を躊躇している被害者の証拠資料を警察で保管することについては、反対意見等もあると承知している。このため、各都道府県警察においては、ワンストップ支援センターにおける保管設備の有無等の各県の実情等も踏まえ、関係機関とも協議して対応を決定している。	警察庁
					ワンストップ支援センター経由で病院において採取した性暴力事案に関する証拠を、警察(場合によっては病院)において、被害届がなくとも適切に保管されることが重要と考えている。都道府県によっては、ワンストップ支援センターから連絡を受ければ、警察が証拠を病院やワンストップ支援センターまで速やかに取りに来て、保管をすることが行われていると承知している。今後、本年中に、ワンストップ支援センターの機能強化について検討を行う予定であるが、地域における警察、病院等との連携強化が重要であると考えており、証拠採取や証拠保存の在り方についても、御意見を踏まえながら、関係省庁で議論を行っていききたい。	内閣府

50	正木構成員	質問	資料2	翻訳機器(ポケット等)の活用は検討しているのか。	日本語を解さない外国人からの急訴や各種届出等に対応できる体制を整備するため、翻訳アプリをダウンロードしたタブレット端末や翻訳専用機器の整備、地域警察官等が携行するスマートフォン型データ端末等への翻訳アプリの導入などにより、全国で、5万台を超える翻訳機能を備えた機器を整備している。	警察庁
51	正木構成員	質問	資料2	通訳人の選任・手配等の運用を行うことができる体制を整備しているとのことだが、弁護士との打合せに通訳が必要な場合に紹介をしてもらうことは可能か。費用については別途検討するとして、そもそも通訳人を探すことに困難が伴うことがある。	個別の事案に応じて判断されることとなる。 なお、警察から委託を受けている民間通訳人が他の活動をすることは禁止されていない。	警察庁
52	正木構成員	質問	資料3	何度も警察が聞いた上、さらにまとめとして代表者聴取をするのではなく、そもそも1回に限るよう努めているのか(検察官が司法面接的なこと(代表者聴取)をしても、その前に事実上警察官が多数回聴取をしていけば意味はない、弁護士が経験した事例の中には、結局事前に警察が何度も聞いており、それをもとに間違いないとされて事件化したものがあった)。	検察当局においては、児童が誘導や暗示の影響を受けやすいと指摘されていることなどを踏まえ、児童の負担軽減及び児童の供述の信用性確保の観点から、警察及び児童相談所と連携して、誘導や暗示を排除し、できる限り聴取回数を減らすよう努めていると承知している。	法務省 (警察庁)
53	正木構成員	質問	資料3	代表者聴取について、ワンストップ支援センターとの連携は行われているか。当該児童がワンストップ支援センターの支援を受けている場合、検察・警察・児童相談所の協議にワンストップ支援センターが何らかの形で関与したり、情報共有しているケースはあるか。ワンストップ支援センターは支援の必要上被害者から事実関係の聞き取りを行ったり、把握した事実関係をもとに支援を実施しているため、記憶の汚染の防止や代表聴取のための質問事項の整理のためには関与の必要があると考えられる。	代表者聴取の実施に際し、検察・警察・児童相談所以外の他機関との連携を行ったか否かに関しては、連携の内容として様々なものが考えられることから、ワンストップ支援センターとの連携も含め、網羅的な報告対象とはしておらず、提供できる事案はないが、検察において、代表者聴取の実施に当たり、必要に応じて、他機関の協力を得ることはあるものと承知している。	法務省
54	正木構成員	質問	資料3	日本司法支援センター(法テラス)のDV等被害者法律相談援助について、利用が少ないストーリー・児童虐待について、利用対象者に適切なタイミングで制度の周知が図られていないのではないかと危惧を感じている。被害者と直接接する機関である警察・検察・児童相談所と日本司法支援センター(法テラス)の連携はどのように行っているか。	件数は把握していないが、代表者聴取に係る連携事例もあると承知しているが、その際は、記憶の汚染防止に留意しつつ対応していると承知している。	内閣府
55	正木構成員	質問	資料4-1	スクールカウンセラー等の設置は望ましいが、まず、性に関する教育や、性犯罪の被害そのものについての教育、「NO」という教育の推進についてはどのように考えているのか。児童生徒の性犯罪被害やデートDV防止のためにはとにかく教育が必要と考えられる。	日本司法支援センターでは、DV等被害者法律相談援助を含めた犯罪被害者支援制度に関するリーフレットを作成して、警察、検察を始めとする関係機関に配布するとともに、各種会議等の機会に情報共有を図っている。さらに、ホームページ上でも関係機関へのお知らせとして同制度の内容を掲載し周知している。 また、法務省において児童相談所等の関係機関とより一層緊密に連携していくため、「法務省児童虐待防止対策強化プラン」を策定し、厚生労働省を通じて、児童相談所等に、同センターが児童虐待の被害者等に提供可能な支援の内容等を周知している。	法務省
56	正木構成員	質問	資料4-1	児童虐待の早期発見、被害防止の観点からの児童虐待について教師等職員への研修は行っているか。	児童生徒が性暴力の加害者や被害者、傍観者にならないよう、性暴力・性被害を予防する教育や啓発を推進する。児童生徒が、性に関し正しく理解し、適切な行動が取れるようにするため、学校においては、体育科、保健体育科、特別活動等をはじめとして、学校教育活動全体を通じて、性に関する指導を行うこととしている。	文部科学省
57	正木構成員	質問	資料4-1	児童虐待への対応は学校と保護者との間で高葛藤状態を発生させる可能性が高いため、発見を適切な対応につなげるためには、学校や教師を支援することが必要と思われる。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの他に学校や教師を支援するための取組は行っているか。行っているとしたら個別ケースでの支援の実態はどのようなものか。支援の実績・件数を教えてほしい。本年度から開始するスクールロイヤー制度の活用は予定されているか。	児童等において虐待対応の実践的な研修が実施されるよう、「学校現場における虐待防止に関する研修教材」を作成し、教育委員会等に周知している。	文部科学省
58	正木構成員	質問	資料4-1	いじめ、性被害(学校での被害に限らない)を原因として登校が困難となった児童・生徒の支援について。被害実態を秘して自治体の教育支援センター(適応指導教室)や民間のフリースクールを利用する場合もあると思われるが、そこで職員から2次被害を受けることを防止するためにどんな連携方策を検討されているか。	児童虐待の対応にあたる学校や教師を支援するため、各教育委員会に置かれている弁護士(スクールロイヤー)等の専門家の知見を活用するように促していく。なお、令和2年度から地方交付税措置されたため、具体的な支援の状況等実績、件数については今後把握予定。	文部科学省
58	正木構成員	質問	資料4-1	いじめ、性被害(学校での被害に限らない)を原因として登校が困難となった児童・生徒の支援について。被害実態を秘して自治体の教育支援センター(適応指導教室)や民間のフリースクールを利用する場合もあると思われるが、そこで職員から2次被害を受けることを防止するためにどんな連携方策を検討されているか。	教育支援センターの設置者である教育委員会に対しては、「学校現場における虐待防止に関する研修教材」を配布している。民間のフリースクールとは、各教育委員会において適切な連携を図るよう求めているところ。	文部科学省

59	正木構成員	質問	資料5-2	児童相談所における常時弁護士による指導又は助言について、弁護士にとってきわめて重い負担であり、一定の知識と経験が求められているが弁護士の適正な費用の支払についての考え方を教えていただきたい。	児童相談所に配置される弁護士に対する報酬等の額については、各自治体において適切に判断されるものであるが、当該報酬等に係る費用に対し、国として、児童虐待・DV対策等総合支援事業において、「法的対応機能強化事業」を設けているところである。 当該補助メニューにおいて、令和元年度予算では、1名分(7,822千円)を補助単価としていたが、令和2年度予算では、常勤的職員を配置又は常勤職員の配置に向けて取組を行う自治体に対し、補助単価の加算(1名分(7,822千円))を行っている。	厚生労働省
60	正木構成員	質問	資料5-2	児相の職員の増員及び処遇改善の具体的予算措置はなされているのか。	近年増加する児童虐待への対応をより適切に行うため、平成30年12月に「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(新プラン)を決定し、2019年度からの4年間で、3,000人だった児童福祉司を2022年度には、5,000人体制とするなど児童相談所の体制の抜本的拡充を図ることとしている。 令和2年度においては、児童福祉司約4,700人分、児童心理司約1,790人分の地方交付税措置がなされている。 また、児童福祉司等に係る処遇改善については、令和元年度まで児童福祉司のみ算定されていた特殊勤務手当の対象に、児童心理司及び保健師を加えるとともに、特殊勤務手当(地方交付税措置)の額を月額2万円相当まで拡充している。	厚生労働省
61	正木構成員	質問	資料5-2	家庭内虐待の場合、外に子どもの居場所を作ることが重要。全国の子どもシェルター、支援を行っているNPO等への国の経済的支援はどうなっているのか。	いわゆる「子どもシェルター」については、児童相談所等と連携して活動することで、地域において、虐待を受けた子どもの安全確保や自立支援に大きな役割を果たしうものと考えている。厚生労働省としては、平成23年7月から、自立援助ホームの要件を満たすものについて、自立援助ホームとして、運営費の補助を行っているほか、児童相談所から一時保護委託を受けた場合には、子どもの生活に要する費用などに関する補助を行うなど、必要な経済的支援を講じてきている。	厚生労働省
62	正木構成員	質問	資料5-2	児童虐待の早期発見のためには、相談を待っているだけではダメで、アウトリーチして、被害を見つけ出して救う工夫をすることがより重要であるが、この点についてはどのような検討がなされているか。	孤立しがちな子育て家庭を早期に発見し、適切な支援につなげることが必要。このため、子育て世代包括支援センターの設置促進等の妊娠期から必要な支援につなげられる体制整備、乳児家庭全戸訪問等の戸別訪問をしての家庭の相談・支援、乳幼児健診や学校健診による虐待の兆しや疑いの発見、さらにこれらにより把握した保護者の養育を支援することが特に必要と判断される家庭に対する養育に関する相談支援や育児・家事援助の実施など、母子保健分野と連携した児童虐待の発生予防・早期発見を図っている。また、乳幼児健診未受診などにより関係機関が安全を確認できていない子どもの状況確認について、定期的に行っていくこととしており、これらにおいて支援が必要とされる場合には、養育訪問支援事業等の必要な支援につないでいく。	厚生労働省
63	正木構成員	意見	資料5-2	児童虐待の防止、支援について、DV被害者支援との連携をさらに進めるべきである(昨今の悲惨な児童虐待の裏には、母親のDV被害の存在が認められる)。	DV対応と児童虐待対応の連携は重要であり、昨年6月の児童虐待防止のための児童福祉法等の改正により、DV対応に当たった連携先として児童相談所を、児童虐待対応に当たった連携先として配偶者暴力相談支援センターを、法律上明記したところである。内閣府では、DV被害者支援に関わる配偶者暴力相談支援センター、民間支援団体及び児童相談所職員に対し、児童虐待に関する研修を実施し、DV対応と児童虐待対応の質の向上、連携促進に努めている。また、女性に対する暴力をなくす運動(11月12日～25日)の機会に、両者の連携の重要性や、DVの特性や子どもへの影響を周知するためのダブルリボンバッジ作成等を含む広報啓発活動を実施した。さらに、厚生労働省と連携し、地域における両者の連携事例や課題の把握を行い、ガイドラインの検討等を行うこととしている。なお、4月24日の新型コロナウイルス感染症対策本部においては、総理から、「児童虐待防止対策とDV防止対策を連携させ、家庭内での暴力の根絶や被害者の支援に向けて、政府を挙げて取組を強化していく必要があります。関係閣僚においては、一層の取組の強化をお願いします。」との発言があったところである。	厚生労働省 内閣府
64	正木構成員	質問	資料6	「よりきめ細やかな総合的支援」につき、これまでに成果のあがった具体例を教えてください(ハンドブックの作成を除く)。	御遺体の保存、葬儀対応等に関し、被害者支援地域ネットワークの会員である民間会社と緊密な連携を図ることにより、遺族の心情に配慮したきめ細やかな対応を行うことができた例がある。	警察庁

65	正木構成員	意見	資料6	被害者連絡協議会については、ただ、会議が年に1、2回行われているだけになっている現状が見受けられる。実際に、連携を図れるような具体的な施策を推進して行くべきである。被害者支援特化条例とも絡めてこそ真の連携ができるのではないかと。	(前段) 警察において、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、各都道府県警察・警察署レベルで設置している知事部局、地方検察庁、弁護士会、医師会、臨床心理士会、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等をメンバーとする被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークについて、メンバー間の連携を図るとともに、相互の協力を強化し、生活、就職、医療、裁判等多岐にわたる分野について、具体的な事案に応じた対応力の向上を図る。 (後段) 地方公共団体における犯罪被害者等の視点に立った総合的かつ計画的な犯罪被害者支援に資するよう、警察庁において、犯罪被害者等に関する条例の制定又は計画・指針の策定状況について適切な情報提供を行う。	警察庁
66	正木構成員	意見	資料7-1 資料7-2	被害者多数事件においては、事案によっては被害者・遺族が他県在住の場合もありうるため、県警相互の連携により在住県の県警、県被害者支援連絡協議会につなぐなどして当該被害者が必要な支援を受けられるようコーディネートできる態勢を予め整備しておくことが必要と考える。	被害者からの要望に応じて、事件発生地を管轄する都道府県警察から情報提供を受けた、被害者居住地を管轄する都道府県警察が支援を行うほか、都道府県内の犯罪被害者等早期援助団体に情報伝達を行うことにより、被害者に必要な支援が行われるよう連携を図っている。	警察庁
67	正木構成員	意見	資料2 関連	犯罪被害者等給付金の受給者について、内縁関係にある同性パートナーを含めるべきである。現行条文である犯罪被害者等給付金支給法第5条1項1号の「犯罪被害者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む)」の法解釈として、「事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」に内縁関係にある同性パートナーを含めるべきであり、更には法改正などにより内縁関係にある同性パートナーを含むことを明記すべきである。	犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律において、遺族給付金の受給権者として、法律上の婚姻関係にある配偶者のほかに、「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」を含めているが、これは、民法上の婚姻関係を原則とした上で、例外的にこれと同様であると認められる関係に限って許容しているものであるところ、他の公的給付についても同様の法制が採られていることを踏まえると、法制上の同性パートナーの位置づけについては、犯罪被害者等施策の枠内にとどまらないものであると考えている。	警察庁
68	飛鳥井構成員	質問	資料1	若年女性に対する性暴力対策として昨年12月に試行実施されたSNSを活用した相談事業の具体的な内容と方法について教えていただきたい。	令和元年12月10日(火)から24日(火)までの15日間、若年層の性暴力被害者等が相談しやすいよう、SNSを活用した相談事業「CureTime」を試行的に実施したところ。中学生、高校生も含む若年層の性暴力被害者等から250件を超える相談があった。本事業では、委託事業者がチャットシステムの開発、相談員研修、コーディネーター業務等を行い、4つの協力団体がSNS相談を受け付けた。SNS相談を入り口として、同行支援等も行い、直接的な支援につながった事例もあった。	内閣府
69	飛鳥井構成員	質問	資料2	かつて視察した英国グラスゴウの性暴力付託センター(SARC)の統計では、警察に通報せずに来所した被害者のうち約6割が後になって通報を希望したとのことで、警察通報の有無に関わらずセンター内で証拠採取し汚染防止対策をしながら採取資料を保管していた。わが国でも警察に未届け段階での医療機関における証拠採取は、性犯罪被害の潜在化を減少させる重要な対策の一つとなると考えられる。その場合、後に公判での証拠能力を担保するために、どのような手順や医療機関との取り決めが必要となるか。実際にすでに診療時の証拠採取を採用している都道府県警察・連携医療機関での実情が分かれば教えていただきたい。	警察において、警察への届出を躊躇する被害者が、後日警察への届出意思を有するに至ったときに備え、医療機関等において被害者の身体等から証拠資料を採取しておくために、協力の得られた医療機関等に証拠採取キットを整備し、その使用方法を指導するなどの取組を進めている。医療機関等との具体的な取決め等は各都道府県によって異なるが、昨年4月現在で、34都道府県において、316の医療機関等に証拠採取キットが整備されている。	警察庁

70	飛鳥井構成員	質問	資料3	わが国には海外に例があるような「証人サービス」の制度が導入されていないが、検察庁における被害者支援員がその役割の一端を担っていると思われる。全国の被害者支援員の人数や男女比、これまでの活動実績等が分かれば教えていただきたい。また、被害者支援員制度は被害者にどのように周知されているのか。支援員の関わりは、一律に行われるのか、被害者からの申し出を待ってのことか、あるいは担当検事からの要請によるものか。被害者支援員のスキルアップのための研修等はどういうように実施されているのかについても教えていただきたい。	被害者支援員は、全国の各地方検察庁の実情に応じて、それぞれ1名以上配置されており(男女比については把握していない。)、犯罪被害者等からの様々な相談への対応、法廷への案内・付添い、犯罪被害者等の状況に応じて精神面、生活面、経済面等の支援を行っている関係機関・団体等を紹介するなどの支援活動を行っている。 被害者支援員制度については、その意義や役割について記載されている犯罪被害者等向けパンフレット「犯罪被害者の方々へ」を犯罪被害者支援を行っている関係機関・団体等に配布するなどして周知しているほか、同パンフレットを法務省及び検察庁ホームページに掲載し周知を行っている。 被害者支援員の関わりについては、被害者からの申し出を受けて行う場合も、検察官からの要請を受けて行う場合もあるものと承知している。 被害者支援員に対しては、必要な知識・技能を習得させることを目的とし、被害者施策やこれに関連する制度等の説明や被害者支援に携わる者を講師として招いて講義を実施するなどの研修を実施している。	法務省
71	飛鳥井構成員	質問	資料4-1 資料4-2	警察支援室や民間援助団体には児童の性犯罪被害の相談援助例がまれならずあり、学校関係者との連携が望まれることも多い。しかし実際には教育機関としての組織の壁があるため、円滑な連携が困難となる事例が少なくないという事実がある。また教職員の言動が二次的被害を生じている例もまだに見受けられる。性犯罪被害に遭った子ども及びその家族に対する支援では、学校内の専門職であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーだけでなく、外部の支援者との連携協力や、教職員による二次的被害の低減が不可欠と考えるが、それらについて今後ともどのように取り組まれるのかについてうかがいたい。	教職員が性犯罪被害に遭った児童生徒に対応するにあたっては、スクールカウンセラーや各教育委員会におかれている弁護士等の専門家の知見の活用することや、児童相談所、警察、ワンストップ支援センターなど、知見のある関係機関の協力を得ることを今後とも促していく。 また、性犯罪等の状況により必要な対応に違いがあることに留意したうえで、学校での対応の中心となる教育委員会の担当者、学校の管理職、教諭、養護教諭等の関係教職員に対して、必要な研修の充実を図っていく。 また、教職員による二次的被害の低減についても同様に、教育委員会の担当者、学校の管理職、教諭、養護教諭等の関係教職員に対して、必要な研修の充実を図っていく。	文部科学省
72	飛鳥井構成員	意見	資料7-1 資料7-2	無差別殺傷事件等被害者多数の事案における被害者支援のあり方として、発生後速やかに警察と地方公共団体担当部局で合同事務局を立ち上げ、被害者支援連絡協議会を活用しながら医療的・心理的・法的支援を早期から提供できる体制の構築を図る取組(愛知モデル)は、他の地域においても実現可能性の高い現実的で有効なモデルとなると思われる。今後、国としても、多数死傷者発生事案における支援システム構築の先進的モデル例の紹介をしていただくことを希望する。なお川崎市の事案では負傷の程度に応じた対応がなされたが、未受傷でも目前で惨劇に晒された目撃者も早期からの心理的支援の対象となることに留意しておく必要がある。	被害者多数事案発生時に、あらかじめ指定された警察職員が事件発生直後から犯罪被害者等への付添いや情報提供等を行う指定被害者支援要員制度や被害者支援連絡協議会等のネットワークの活用等を引き続き推進するとともに、各種研修や犯罪被害者等施策メールマガジン等を通じて、被害者支援連絡協議会が作成したガイドライン等の先進的な連携・協力事例について、情報提供を行ってまいりたい。	警察庁
73	伊藤構成員	質問	資料1	ワンストップ支援センターについて「24時間365日運営：20道府県」とあるが、ほかの過半数を占める道県ではどのような運営になっているのか。相談件数の多い県、少ない県を教えてください。	・他の自治体では、例えば、平日の昼間に限って対応している自治体もあり、それが27道府県である。 ・各都道府県の相談件数は公表していないが、令和元年度に実施した「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターにおける支援状況等調査」の結果によれば、令和元年6月1日から8月31日までの3か月間に対応した相談件数の分布について、「1～50件」が11センター、「51～100件」が15センター、「101～200件」が13センター、「201件以上」が10センターとなっており、都道府県による相談件数のばらつきがあるものと認識している。	内閣府
74	伊藤構成員	質問	資料1	「7. 性犯罪・性暴力被害の予防啓発」に取り組んでいく」とあるが、被害を防ぐには加害をする者への働きかけ(教育や啓発)も不可欠と考える。現在何かそのような働きかけ等を行っているか、今後行う考えはあるか、伺いたい。	内閣府では、若年層に対し指導的立場にある教育関係者、男女共同参画センター、民間支援団体等を対象に、性暴力、デートDVIに関する予防・啓発研修を実施している。また、現在、政府において、性犯罪・性暴力対策の強化についての検討を行っているところ(近く、今後の方針を取りまとめる予定)であり、教育・啓発も重要な課題として検討を行っているところである。	内閣府
75	伊藤構成員	意見	資料1	相談現場から、近年性犯罪被害者の低年齢化が進んでいるとの指摘がある。特に、中学生、小学生の被害が多く見られるようになっており、被害は学校だけでなく、塾、習いごと、スポーツクラブなどの場でも起きている。こうした被害実態について全国的傾向を正確に把握する必要がある。全国のワンストップ支援センターに対して、事件の発生数、事件への対応状況(警察の関与、児童相談所や自治体の関わり、カウンセリングの実施状況など)の調査をお願いしたい。	内閣府においては、令和元年度、「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターを対象とした支援状況等調査」を実施し、ワンストップ支援センターにおける支援状況や関係機関等の連携について、報告書を公表している。	内閣府

76	伊藤構成員	質問	資料2	説明の中で外国人被害者のために英語版ウェブサイトを充実したとあるが、よく分からなかった。情報にアクセスする方法を教えてください。	https://www.npa.go.jp/english/bureau/commissioner_generals_secretariat/index.html を御参照いただきたい。	警察庁
77	伊藤構成員	質問	資料4-1 資料4-2	これらの資料では犯罪被害及びその相談機関に関する記述が見られないが、被害の実態や、各種関連機関との連携状況について把握されているか。	児童生徒の犯罪被害の実態や犯罪被害対策としての関係機関との連携については把握していない。	文部科学省
78	伊藤構成員	意見	資料4-1 資料4-2	相談現場では、子どもの傷害事件、強制わいせつ、デートDV、リベンジポルノなど、いじめの問題を超えた「犯罪被害」にかかわる相談が一定数あると聞いている。こうした犯罪被害に関する実態の把握と、連携先としての各種関連機関について、きちんと意識づけを行い、資料等への明記、周知が必要と思う。	教育委員会に対し、連携先としての各種関係機関の周知を行っている。	文部科学省
79	伊藤構成員	質問	資料4-1 資料4-2	スクールソーシャルワーカー等の取り扱いについて、スクールカウンセラーの配置は全公立小中学校、スクールソーシャルワーカーの配置は全中学校区となっているが、スクールソーシャルワーカーについて、スクールカウンセラーと同様に小学校もその対象にさせていただくことはできないか。また、常勤職としての雇用も検討できないか？ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの雇用条件が悪い(非正規、年単位の契約雇用、週に数回勤務など)ため、有能な人材が集まらない状況が特に地方では起こっている。	引き続きスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置の充実に努める。	文部科学省
80	伊藤構成員	意見	資料4-1 資料4-2	現代的健康課題を抱える子どもたちへの支援について、海外では、TIC(トラウマインフォームドケア)の概念をとり入れた、トラウマセンシティブスクール(児童生徒の安全感を高める学校の在り方)の取組が導入されている。エビデンスに基づいた「社会性や情動の学習」や「ポジティブ行動支援」を組み合わせることにより安全で支援的な学校環境を創設しており、本邦でも、そのようなエビデンスに基づく子どもたちの支援を行っていくことを検討すべきだと思う。	多様な児童生徒の状況に対応した、児童生徒の自己肯定感の向上や人間関係づくりによる社会性の向上などの支援・指導体制の確立を推進することは重要であると考えている。いただいた御意見を参考とさせていただき、児童生徒への支援について検討していく。	文部科学省
81	伊藤構成員	質問 意見	資料5-1	現在、少子化の流れのもと、地方公共団体のタテ割り相談窓口では機能しきれない市町が増加しつつある。障害保健医療福祉分野の施策である「我が事丸ごと施策」の流れを参考に、被害者支援分野の体制変更に着手できないか。地方公共団体における犯罪被害者等総合的対応窓口を「被害者等総合的対応窓口」とし、市区町村の被害者事案(犯罪被害、交通事故、その他事故、児童虐待、障害者虐待、高齢者虐待、DV、ハラスメント、火災、被災等)を総合的に取り扱う部署として再編する手だてではないものか、ご意見を伺いたい。例えばまず、障害者虐待と高齢者虐待関連の窓口を統一することはできないか。	警察庁においては、関係府省庁と連携し、地方公共団体に対し、犯罪被害者等に係る総合的対応窓口の設置促進等を要請してきたところ、平成31年4月現在、すべての地方公共団体に総合的対応窓口が設置されたところである。今後は、各地方公共団体の実情を踏まえ、各々の総合的対応窓口の機能の充実・強化が図られるよう、引き続き、様々な機会を通じて情報提供して参りたい。 なお、厚生労働省で実施している「障害者虐待事案の未然防止のための調査研究」において、市町村の体制整備に状況について調査を行っているが、障害者虐待の相談窓口を、児童虐待、高齢者虐待、配偶者暴力防止等の相談窓口と一体的に運営されている割合は平成30年度において36%であり、御指摘の点については一定程度、体制整備がされているものと考えている。	警察庁 (厚生労働省)

82	伊藤構成員	質問	資料5-1	<p>障害者虐待の対象拡大について、3月末に報道のあった神戸・神出病院の患者虐待事件などを受け、障害者虐待防止法の対象を保育所および医療機関にも適用してほしいとの声が高まっている。厚生労働省として早急に検討すべきではないか。</p>	<p>精神科病院を障害者虐待防止法の通報義務に含めるべきかどうかについては、平成29年度「障害者虐待事案の未然防止のための調査研究」において、有識者による検討を行った結果、</p> <p>① 医療機関に限らず、学校、保育所等、障害の有無に関係なく利用する機関においては、障害者への虐待のみが通報対象となる不整合が生じる。</p> <p>② 各機関における虐待に類似した事案を防止する精神保健福祉法等の既存法令と重複する部分の調整の必要性が生じる。</p> <p>といった指摘がなされたところである。</p> <p>また、検討委員からは医療機関等の長に管理者による間接防止措置（障害者虐待防止法第29条から31条）の実行性の確保として、「研修の実施や相談体制の充実が重要である」や「既存の法等で対応できることの周知徹底を図る」といった指摘をいただいた。</p> <p>厚生労働省としては、こうした指摘を踏まえて、研修の充実や手引きの改訂などを通じて、引き続き、障害者虐待防止対策を講じていきたいと考えている。</p>	厚生労働省
83	伊藤構成員	質問	資料5-1	<p>障害者虐待防止のために、障害者自身が虐待を受けている旨を報告できるような対応はなされているか。障害特性を理解したうえで被虐待者の訴えに対応する体制を考えるべきだと思うが、担当部署としてどう考えておられるか伺いたい。</p>	<p>厚生労働省が実施している「障害者虐待防止・権利擁護研修（指導者研修）」において、障害の特性に応じた聞き取りや事実確認を行うための手法を学ぶ機会を設けている。また、自治体において専門的な職員の配置が行えるよう、障害者虐待防止対策支援事業において、補助を行っている。厚生労働省としては、研修の充実や補助金を積極的にご活用いただくことを通じて、被虐待者の訴えに対応できる体制整備に努めてまいりたいと考えている。</p>	厚生労働省
84	伊藤構成員	質問	資料5-2	<p>資料5-2-7にある「児童虐待防止対策の抜本的強化関連予算（ポイント）」の「DV対応・児童虐待対応連携強化事業」の「児童虐待対応コーディネーター（仮称）」について、具体的にどのような仕事をするのか、どのような専門性を有する者が担当するのか、教えていただきたい。</p>	<p>児童虐待対応コーディネーターの業務内容及び任用要件は以下のとおりとしている。（業務内容）</p> <p>① DV被害者及びその同伴する児童のDV及び児童虐待に関する情報等について、婦人相談所内及び児童相談所、要保護児童対策地域協議会等の関係機関との連絡・調整</p> <p>② 一時保護に際して母子分離する場合の児童相談所や児童福祉施設等との連絡・調整</p> <p>③ 心理的ケア等の対応における一時保護委託契約施設、児童相談所、医療機関、学校等との連絡・調整</p> <p>④ 一時保護に至らないDV被害者及びその同伴する児童について、DVや児童虐待が疑われる場合の婦人相談員、児童相談所、市区町村児童虐待部局等との情報の共有等</p> <p>⑤ 地域の婦人相談員等関係者へのDV対応や児童虐待対応に関する助言（児童虐待防止対応コーディネーターの要件）</p> <p>次のいずれかに該当する者をもって充てる。</p> <p>① 社会福祉士、精神保健福祉士、保健師の資格を有する者</p> <p>② 婦人保護事業、児童福祉事業、社会福祉事業に5年以上従事した者</p> <p>③ 婦人保護事業、児童虐待対応に対する理解があり、都道府県等が適当と認めた者</p>	厚生労働省
85	伊藤構成員	質問	資料6	<p>被害者支援連絡協議会について、平均的に年に何回くらい行われているのか。参加者の構成やプログラムなど、全国で行われている内容について把握されているか、伺いたい。</p>	<p>平成30年度中の被害者支援連絡協議会（47箇所）、分科会及び被害者支援地域ネットワーク（1,135箇所）の開催回数全体の合計は876回であり、1都道府県当たりの平均は、約18.6回であった。また、協議会の会員構成や効果的な取組等については、適宜、都道府県警察から報告を受けている。</p>	警察庁
86	伊藤構成員	質問意見	資料6	<p>被害者支援連絡協議会は、関係機関の代表者（あるいは代理）が参加して報告し合うだけの会になっていないか懸念している。提案として、これまでの会議は維持しつつも、実務者のための会議も開き、たとえばテーマ毎の部会や、実際に起きた事件についての連携体制の検討、もしくは仮想事例をもとにした検討をグループで行うなど、実際の議論や意見交換の場として活用することを望みたい。また、実際に事件が発生した時に、必要な支援を直ちに連絡協議会に要請するなど、生きたシステムとして機能するように協議会の活性化をお願いしたい。そうした活性化に向けて警察庁として何ができるか、伺いたい。</p>	<p>被害者支援連絡協議会によっては、地域の実情に応じて、性犯罪や暴力団犯罪等のテーマごとに分科会を設置したり、具体的事例を想定した実践的なシミュレーション訓練を実施したりしているところ、警察庁においては、これらの取組を各都道府県警察に共有することにより、被害者支援連絡協議会の活性化を促している。</p>	警察庁

87	伊藤構成員	質問	資料6	被害者支援連絡協議会および被害者支援地域ネットワークにおける個人情報の取扱いについて、何か規定等はあるのか。上記組織が活性化するためにはこうした情報の取り扱い規定も重要であり、児童福祉法に基づく「要保護児童対策地域協議会」における個人情報の取扱いに関する規定は参考になると思うが、ご意見を伺いたい。	会員間の連携に関してガイドラインを作成している被害者支援連絡協議会においては、個人情報の取扱いについて規定が設けられている。被害者支援連絡協議会等による個別事案への対応力を向上させるためには、御指摘の要保護児童対策地域協議会に関する規定のように、個人情報保護についての規定を設けていることが重要であると認識している。	警察庁
88	伊藤構成員	質問 意見	資料6	被害者支援地域ネットワークについて、個別事例に対してどのように支援しているのか。警察署が中心のため、生活支援に関する機関連携の弱さも課題として挙げられると思う。犯罪被害は通勤・通学・旅行先など広範囲で遭遇する可能性が高いが、事件発生地の所管警察署が初動することとなり、そうした際の引継ぎや連携などについても、機能するようなネットワーク体としての協議会が求められる。地域支援協議会の設置についてどのように考えるか、伺いたい。	被害者支援地域ネットワークに加盟する会員においては、個別の事件に応じてそれぞれの提供できる支援を行っているところであるが、御指摘を踏まえ、引き続き、都道府県単位の被害者支援連絡協議会と同様に、効果的な連携がなされるよう、都道府県警察を指導していく。	警察庁
89	伊藤構成員	質問	資料7-1 資料7-2	昨年、神奈川県で発生した死傷者多数事案については、被害直後、中長期の支援プロセスでどの機関がイニシアチブをとって支援体制を築いた、又は築いているか、教えてほしい。	犯罪被害発生直後は、主として警察が被害者への対応に当たったが、その後は、警察、地方公共団体、医療機関その他の関係機関が、連携を図りながら、それぞれ必要な対応を行っていたものと承知している。	警察庁
90	伊藤構成員	質問	資料7-1 資料7-2	愛知県の「重大事案発生時の対応力強化等事業」は成果があったと思われるが、今後こうした対策を全国に広めていく予定はあるか、どのように広めていくのか伺いたい。	警察庁として、地方公共団体による先進的・意欲的な取組事例については、都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議の開催、地方公共団体の職員に対する研修、「犯罪被害者等施策メールマガジン」の発信等を通じて情報提供をするほか、愛知県で実施したように、地方公共団体と共催で実施する「犯罪被害者等施策の総合的推進に関する事業」を通じて連携の強化に協力してまいりたい。	警察庁
91	伊藤構成員	質問	資料7-1 資料7-2	無差別殺傷事件等被害者多数の事案への対応・支援について、検証し関係機関内で支援の経験を共有することは重要だと思うが、実際にそのような共有をすることは可能か、どのようにしたら経験の蓄積と共有ができるか、伺いたい。	被害者支援連絡協議会等の関係機関が集まる場において、過去の事例に基づいたシミュレーションや振り返りを行うことが考えられる。	警察庁
92			資料4-1 資料4-2	多機関連携の例として、例えば、学校での歯科検診の結果を関係者が共有し、児童の健全育成を阻害する要因の発見に努める(著しい虫歯→家庭におけるネグレクトのサイン)といった取組の例はないのか。	健康診断は身体計測、内科検診や歯科検診をはじめとする各種の検診や検査が行われることから、それらを通して虐待やネグレクト等を発見しやすい機会であり、虐待等の早期発見の観点について、全国の教育委員会学校保健担当者が集まる会議等の場において周知している。その際、歯科検診における留意点(ひどい虫歯、口腔内の外傷など)も示し、虐待等のサインが発見された場合には、学校として対応に当たることとしている。	文部科学省
93	小木曾構成員	質問	資料5-2		児童虐待防止法では、学校の教職員や医師、歯科医師等の児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待の早期発見に努めることとされており、地域の医療機関等に対して虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合の通告窓口の周知等を行っている。 併せて、歯科医師も含めた地域の関係機関から構成される要保護児童対策地域協議会において、児童虐待等の考え方を共有し、連携を強化するとともに、研修会の開催により構成員の知見を深めている取組を行っている。 加えて、各自治体において児童虐待の早期発見・早期対応を図るため、地域の医師(小児科医、精神科医、産婦人科医、法医学者(監察医、解剖医を含む。)等)、歯科医師、医療ソーシャルワーカー、保健師、助産師、看護師等(以下「医療機関従事者」という。)を対象として、児童虐待に関する研修を実施しており、国においてその費用に対する補助を行っている。 さらに、乳幼児健診・学校健診などにおいて、歯科医師が虐待の疑いのある子どもに適切に気づき、児童相談所や市町村等の関係機関との連携が強化されるよう、歯科医師向けの研修の実施に向けて取り組むこととしている。	厚生労働省

94	小木曾構成員	質問	資料2	学校や家庭における児童・生徒の性被害(教員や親等が加害者である場合)の予防・発見について、もう少し詳しく説明することはないか。あるとすれば、第4次犯罪被害者等基本計画(仮称)に、それについての記述をする必要が出てくとも考えられないか。	家庭内で発生する性被害(児童虐待)については、関係機関と連携しながら、児童の安全の確保、保護を行うとともに、事案の危険性・緊急性を踏まえ、事件化するべき事案について厳正な捜査を行っている。	警察庁
			資料4-1 資料4-2	「児童虐待を受けたと思われる子どもを見つけたときなどに、ためらわずに児童相談所に通告・相談できるよう、児童相談所虐待対応ダイヤル「189」を運用している。音声ガイドの短縮や、携帯電話等からの着信についてコールセンター方式を導入するなどの改善を進めていきましたが、さらに令和元年12月から無料化を行い、利便性の向上を図っている。 加えて、子育てに悩みを抱える者や子ども本人からの相談について多くの方が利用しやすいよう、令和2年度予算においてSNS等を活用した相談窓口を開設・運用するための補助を拡充している。	厚生労働省	
95			資料4-1 資料4-2		親による性虐待、生徒間における性暴力など、被害の状況により必要な対応に違いがあることに留意しつつ、適切な初動対応(児童相談所、警察等とも連携して速やかに被害内容を確認するなど)を行うことが重要であり、そのために関係教職員等に対しても必要な研修を行っていく。	文部科学省
96	小木曾構成員	意見	資料2	「資料2」に掲記の施策は、次期基本計画においてもより一層推進すべき課題であると考えます。	各府省庁において、研修の実施やシンポジウムの開催など様々な機会を通じて、性犯罪被害者や被害児童を始め被害が潜在化しやすい犯罪被害者等が置かれている状況等を広く周知し、その理解促進を図り、社会全体でこのような犯罪被害者等を支える気運の醸成に努める。	警察庁
97	小木曾構成員	意見	資料5-2	(児童虐待防止に関する)情報共有システムの構築と活用を重点課題として促進すべきであると考えます。	転居した際に自治体間で的確に情報共有を行うとともに、児童相談所と市町村において夜間・休日も含め、日常的に迅速な情報共有を行うことができるよう、要保護児童等に関する全国統一の情報共有システムを開発することとし、各自治体における同システムの導入も含め、必要な費用を令和2年度予算に計上した。	厚生労働省
98	小木曾構成員	意見	資料5-2	被害者を救うことができたかもしれないといわれる虐待事案の原因がどのように分析され、それに対してどのような施策が策定されたのかが、資料中に反映されているとすれば(資料5-2-5など)、そのことがもう少しはっきりと伝わる記述・記載があるとよいように思う。	過去の児童虐待事例を分析し、そこで明らかとなった虐待の要因を具体的な対策につなげていくことは極めて重要であることから、社会保障審議会の下の専門委員会において、児童虐待による死亡事例等の検証を行い、その結果を踏まえ、必要な施策を講じている。	厚生労働省
99	川出構成員	質問	資料1	全都道府県にワンストップセンターの設置がなされたことにより、今後はその運用を充実させることが目標になると思われる。現時点における各地のワンストップセンターの運用には、どのような問題点や課題があると認識しているのか。	ワンストップ支援センターにおいては、センターの周知やSNS相談など相談につながりやすくなること、24時間365日対応化、病院や警察など関係機関との連携の強化、コーディネーターの設置などの体制の充実、支援員の対応力向上・処遇改善・人員確保、中長期的支援への接続など、様々な課題があるものと認識している。	内閣府
100	川出構成員	質問	資料3	代表者聴取の実施をさらに拡大していくうえで、制度上又は運用上、どのような課題があるか。	検察においては、代表者聴取の適切な運用に努めてきたところではあるが、より一層適切なものとなるような取組について更に検討してまいりたい。	法務省
101	川出構成員	質問	資料4-1 資料4-2	特に年少者に対する性犯罪については、被害者がそれを被害と認識できないために、そのことを周囲の大人に話さず、被害が顕在化しないという問題があり、子供がそれを被害と認識できるような教育を学校で行うことが必要であるとする意見がある。現在、そのような教育はなされていないのか。	児童生徒が、性に関し正しく理解し、適切な行動が取れるようにするため、学校においては、体育科、保健体育科、特別活動等をはじめとして、学校教育活動全体を通じて、性に関する指導を行うこととしている。また、警察庁からの依頼を受けて、平成30年12月に、児童の性的搾取等に係る被害相談窓口及び支援の周知に関するリーフレット(小学生用)「あなたは気づいていないかも!？」を教育委員会等に周知し、児童の性被害の相談窓口や相談方法について、適宜学校や家庭への周知を図っている。	文部科学省

102	武構成員	質問	資料3	代表者聴取について、「関係機関の代表者が聴取する」とは、どのような機関が実施して行っているのか。	代表者聴取は、児童の負担軽減及び児童の供述の信用性確保の観点から、検察、警察及び児童相談所の担当者が協議を行った上で、その代表者が児童から聴取する取組のことと承知している。	法務省
103	武構成員	質問	資料3	検察庁における被害者支援員による支援について、支援の人数を教えてください。都会と地方に位置する検察庁で支援員の人数は異なっているのか。	整理番号70の回答を参照。	法務省
104	武構成員	意見	資料3	犯罪被害者等向けパンフレット「犯罪被害者の方々へ」冊子について、犯罪の種類が多いので、それぞれの説明が簡単になってしまうのは分かるが、パンフレットを読んだだけでは理解が出来ない。初めて見る言葉が多いので、渡すときの説明が大事になる。パンフレットを作る側の人たちは日常の言葉であっても、突然、事件に遭った私たちにとっては、理解が出来ないことを知って欲しい。例えば、刑事裁判と民事裁判の違いも分からない。ほとんどの被害者は、検察庁等に行くことがないので敷居が高く、失礼なことをしているのではないかと遠慮してしまう。丁寧な説明をしてほしい。分からないときは、何度でも聞いていいという寄り添いの気持ちが必要。被害者の利用できる制度のほとんどが、被害者の申し出の手続きが必要ですが、最初の手続きの時にしっかりと説明をしていないと、一度目の手続きで次の制度にも繋がっていると誤ってしまう事がある。刑事裁判後の手続きの通知制度や心情伝達制度もしっかり教えているのか心配。	犯罪被害者等への適切な情報提供やきめ細やかな配慮を行うことは、極めて重要であると認識している。 検察庁においては、犯罪被害者保護・支援のための諸制度について、検察官が犯罪被害者等から事情聴取をする際に、犯罪被害者等向けパンフレット「犯罪被害者の方々へ」を手渡し説明を行っているほか、地方検察庁に配置されている被害者支援員において、様々な相談に対し適切な情報提供を行っていることと承知している。 また、被害者支援員に対しては、被害者支援に携わる者を講師として、犯罪被害者の心情等に関する講義を実施するなどの研修を実施している。 委員からの御指摘を踏まえ、引き続き、犯罪被害者等向けパンフレット「犯罪被害者の方々へ」等による適切な情報提供の充実に努めてまいりたい。	法務省
105	加藤構成員	意見	資料1 資料2 資料3 資料4-1 資料4-2 資料5-1 資料5-2	被害が潜在化しやすい犯罪被害者等への支援について、各府省庁において、性犯罪、暴力、虐め等の被害者支援の施策は十分に練られているように思う。ただし、これはあくまでも被害者による直接の電話等による訴えによって成立するものがある。最も潜在化しやすい例として、親(特に父親)による性被害がある。実の父親による強制性交などは、誰にも相談できないばかりか、親に反抗しようものならご飯も食べさせてもらえなくなる。学校に通わせてもらえなくなる等の理由から、従順にならざるを得ない場合である。児童相談所の担当員が尋ねても絶対に親の悪口や事実をしゃべらない。むしろ、親を庇うような子供が多いのは上記のような理由からなのではないか。そういった極めて例として少ないものの、現実には起きているケースの対処法が盛り込まれていないように思う。これらのケースの場合、まず電話をかけることも、手紙を書くこともできない、声に出して訴えたくても訴えられないような子供たちをどう救えばよいのか。被害者からの訴えを聞く方法や、聞いたうえで対処法は各省庁で提案されている通りだが、現行の施策ではこれらの子供たちを救うことはできない。これら最も潜在化しやすい犯罪をいかにして浮かび上がらせるかを議論しない限り解決策も出てこないのではないかと。親子関係に立ち入るのはプライバシーの問題もあり踏み込みが難しい問題ではあるが、これを避けて通るわけにはいかないと考えている。通り一遍の解決策では太刀打ちできないケースであるがゆえに、一歩も二歩も踏み込んだ議論と策を練っていただくことを願っている。	内閣府では、若年層のコミュニケーションツールとして親和性の高いSNSを活用し、若年層の性暴力被害者に対する相談事業を令和元年度に試行実施したところ。令和2年度においても試行実施を予定しており、令和3年度以降に通常実施を行うことを検討している。	内閣府
				第3次犯罪被害者等基本計画において、被害が潜在化しやすい犯罪被害者等(犯罪被害者の兄弟姉妹を含む)に対する適切な支援が盛り込まれ、関係府省庁において施策を実施したきたところ、次期計画の下においても、より一層、施策を推進してまいりたい。 なお、警察庁では、各都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号(＃8103(ハートさん))を導入するなど等、被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する相談体制の充実整備に努めたり努めているほか、当該内容をテーマに犯罪被害者週間の中央イベントや地方大会を実施するなど等、国民に対する理解の促進を図っており、引き続き、これらの施策を着実に進めてまいりたい。	警察庁	
				法務省においては、人権擁護機関による「子どもの人権SOSミニレター」や「子どもの人権110番」等を通じた子どもの人権相談に対する対応、法務少年支援センター(少年鑑別所)による地域の子どもやその保護者に対する心理相談等の援助、日本司法支援センター(法テラス)におけるDVや児童虐待等の被害者に対する法律相談援助などにより、被害を申告しやすい環境の整備に取り組んでいるところである。引き続き、これらの制度を適切に運用するとともに、犯罪被害者等にこれらの制度を利用していただけるよう周知・広報に努めてまいりたい。	法務省	
				文部科学省では、家庭教育の自主性を尊重しつつ、地域の実情に応じた家庭教育支援の取組を推進しており、地域によっては、子育て経験者等が様々な課題や複雑な事情を抱える子育て家庭等を訪問し、保護者や親子の話に丁寧に耳を傾け、適宜、相談に乗ったり、関連の情報提供等を行うとともに、必要に応じて、福祉部局等の関係機関や関係者とも連携し、適切な支援につなぐ橋渡しを行っている。	文部科学省	
御指摘のとおり、児童虐待は潜在化するおそれがあるところ、児童虐待の発生予防・早期発見に向けて、児童相談所、学校、医療機関など地域の関係機関が連携した取組を進めてまいりたい。	厚生労働省					